

すから、事故が起きるのも当然であります。一九八六年四月のソ連、チェルノブイリ原発の事故は大量の放射能が環境に放出されるという史上最悪の事故でありました。一九七九年三月の米・スリーマイル島原発に続く炉心損傷事故という重大事故です。この結果、米ソ両核超大国で重大事故が発生したことになりました。米ソともそれぞれ自信を持って、かぎ括弧つきでありました。このほかに、各国で各種の大小事故が続出したことが報告されております。これらの事故の教訓はたくさんありますが、最大の教訓は、現状での原発の安全神話が決定的に崩壊したということであり、原発技術が未熟であることを事実で示したことです。このことは、日本共産党が早くから指摘してきたところでもあります。自民党政府と電力会社は、この重大事故の教訓に背を向け、依然として安全神話をしがつき、ソ連の原発事故の後、世界の趨勢に反して原発の大規模推進を図っています。フランスも同様であります。ですから、次に事故が起きるとしたら、日本がフランスだとさえ専門家の間でさやかれているのです。こうした安全性を無視した原発建設は絶対に許すわけにはいきません。

次に、エネルギーの面から見た場合はどうでしょうか。日本で、現在運転中の原発は三十八基、約三千万キロワットです。さらに建設中、建設準備中のもの合わせて十基以上もあります。日本での発電電力の構成は、おおよそ原子力三〇%、火力六〇%、水力一〇%の割合であります。設備の利用率は、原子力七〇%でフル稼働状態ですが、火力四〇%、水力二五%で、大半が遊休設備となっております。このことは、火力の設備容量が九千三百万キロワットありますから、設備利用率を二〇%高めることによって、原発なしでも日本の発電電力量を賄えることをあらわしているわけでもあります。

それでは、なぜ原発に固執するのでしょうか。戦後、メジャーの石油売り込みのために日本の炭鉱をつぶし、石炭火力発電が石油火力へとほとんど転換させられました。第二次大戦後の核兵器開発競争、核エネルギーの発電への利用競争で、イギリス、ソ連に先を越されそうになったアメリカは、軍事面からも原発開発の点でも独占を維持しようとして、合弁企業や多国籍企業などいろいろな装いをこらしながら、世界のウラン鉱を事実上、買い占めようと乗り出しました。そして、二次にわたる石油ショックで、エネルギー

ギの中心は今度は原発だとかかりに、日本に強要してきました。しかも、日本の原子力発電は、さきにも述べましたが、日米原子力協定のもとで完全にアメリカに従属しており、アメリカの核戦略に組み込まれています。日本の原発は、濃縮ウランの供給を絶たれば成り立ち得ない状況に置かれています。そして、そのことは、またアメリカからの濃縮ウランの日本への強要、圧力としても大きく働いています。加えて、原子力発電所建設ほど利益の大きい、割のいい事業はありません。これは、日本の独占企業にとっても大変な魅力であり、アメリカのウイステイニングハウスやゼネラルエレクトロニクスなど、技術提携をして無責任な原発大規模開発計画を進める一つの大きな要因となっています。今では、アメリカは莫大なパテント料を取って働かずして大もうけをしているといっても過言ではありません。自民党政府、電力会社の原発の大規模な積極推進策の背景には、こうした事情が横たわっているわけであり、一連の事故の教訓から見ても、現在、運転中の原発、また建設中、建設準備中の原発も国民の生命と財産を大きな脅威にさらされることにならざるを得ないことは明らかであります。

さて、それでは私も日本共産党の原子力問題についての基本的な立場、また政策について述べたいと思います。

日本共産党は党の綱領で、党は原子力の軍事利用に反対し、自主、民主、公開の原子力平和利用三原則の厳守、安全優先の立場から、原子力開発政策の根本的転換と、その民主的規制を要求するとしております。私どもの原子力政策、原発政策は、当然この私も日本共産党綱領の立場に立ったものであります。原子力の発見は、人類のエネルギー利用の将来に大きな可能性を開いたものですが、今日、原子力平和利用のための研究開発は多くの未知の部分を残しています。原子力発電自身も、今後の研究に待つところが極めて多い未完成の技術であり、したがって、これを具体化するには、当然安全優先、その立場を明確にした体制で臨むことが不可欠の前提でなければなりません。原発に関する政策を具体的に要約するならば、次のようになります。

一つは、原子力の平和利用に反対する立場はとっておりませんが、安全性に問題がある現状では、原発の新增設に反対し、自民党政府、電力会社の無責任な大規模開発計画の根本的再検討を求めることです。

二つには、既設原発についても、核燃料サイクルが不完全で廃棄物処理も世界的に未確立の今、原発の運転は最小限にとどめ、その上、環境問題を含めた総合的な安全性の抜本的見直しを行い、出力低下による運転規制で安全性を高めることや、安全上、問題があるものは永久停止を含む措置をとることなどがあります。同時に、防災、避難対策の確立を図るよう緊急に要求してまいるものであります。三番は、原子力の平和利用三原則を厳守し、総合的な研究開発体制と、それを保障する安全審査体制を確立することを要求することであります。また、四番目には、原発の進展が核兵器の製造や軍事利用の危険性を増大させることから、軍事利用の危険防止の措置として、核兵器の禁止、非核三原則の法制化、公開の原則の徹底などを要求するというようなものであります。また、総合的なエネルギー政策を確立することも重要であります。送電ロスをなくす研究を含めた水力の開発、安全な原発を含む新たなエネルギーの開発研究の積極的な推進、省エネルギー対策の確立などであります。

以上が、私たちの原子力、そして原発に対する考え方であります。ここには、原発を進める自民党や、またそれを支持する皆さんと根本的に違う立場であることがおわかりいただけたのではないかと思います。でございます。（「わからない」と呼ぶ者あり）わからなければ、また別の機会にいろいろ申し上げていきたいと思ひます。これだけ申し上げてもわからないということでは、よほどどうかと思う次第であります。

それでは、なぜ私たちがこの「脱原発法」の制定を求める陳情書に賛成できないかを申し上げます。私たちが、先ほどもいろいろ述べてきました。科学技術の進歩を無視する反科学主義の立場からの核絶対否定の立場に立つものではありません。核エネルギーの研究と利用が、まだ端緒段階にあるのに、そこに欠陥があるからということで原子力の将来の可能性をすべて否定する態度をとらないという立場であります。

陳情書は、陳情趣旨などを見ても、三件それぞれの立場から核の問題点を提起されていることなど、私も大変参考になりました。しかし、この「脱原発法」制定は、一九八八年四月までも反科学的な核絶対否定の立場からその運動が始まったものであります。また、今福生市議会に提出されている陳情三件も基

本点は、核絶対否定の立場のものであります。私たちは、陳情者の皆さん一人一人が、核絶対否定の立場の考えを持っていても、それは個々の人たちの自由な意思の問題ですから、そのことについて見解を述べるものではありません。しかし、今回のように、陳情書という形で公式にそのことについて賛同すること

を求められるならば、核絶対否定の立場には、やはり賛同できないわけであります。しかし、陳情者の皆さんに申し上げますが、今、自民党政府と電力会社の安全性を無視した原発推進策について、反対していくために「脱原発法」制定の立場でなければならぬということではなく、一致する点での団結した共同の行動をすることを訴えるものであります。同時に、地球上に今日、核兵器が五万発、その爆発力は広島原爆の百万倍以上の威力を持つほどのものが貯蔵されており、この人類を滅亡させる核兵器の廃絶は、まさに緊急の課題であります。こうした核兵器廃絶を緊急の課題とした運動においても、ぜひ陳情者の皆さん、協力共同の行動をすることを心から呼びかけまして、私の反対討論とするものであります。

よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者二番大森 進君。

（二番 大森 進君登壇）

○二番（大森 進君） 陳情第二十三号「脱原発法」の制定を求める陳情書、陳情第二十二号「脱原発法」の制定を求める陳情書、陳情第二十八号「脱原発法」の制定を求める陳情書、以上の三件の陳情について、賛成の立場から討論を行います。

ここの陳情書に書かれているように、陳情項目といたしましては「脱原発」の社会の実現に向けて「脱原発法」の制定を求める意見書を国に提出していただきたい。と、それ以外にも、「脱原発法」の骨子について書かれております。これについて賛成の立場から、幾つかの点を指摘していききたいと思います。

一九八六年のチェルノブイリの原発事故は、私たちに大きな教訓を残しております。安全であると言われた原発が安全でないことをアメリカのスリーマイル島の事故、チェルノブイリの事故が、歴史的に私たち人類にとって、いかに原発が危ないかということを証明したものであると思ひます。チェルノブイリ

事故が大量の放射能をまき散らし、この日本にも通常の数十倍の数値が記録されたことに見られるように、全世界に大きな影響を与えました。日本に輸入された食品が汚染されていることから、日本における反原発の運動が大きいつくられた原因の一つでもあります。ソ連、ヨーロッパ各国はもっとひどい被害に見舞われています。そうした事実を踏まえ、世界各国は早くから原発推進政策を変え、原発をやめる国や段階的停止へと動いてきましたが、この日本においては全く逆行した形で原発推進政策を推し進めております。二〇一〇年には、現在の原発を倍する計画も打ち出されております。北は北海道から南は九州まで、ますます原発列島そのものになってしまいました。一九八九年一月に起きた東京電力福島第二原発三号炉で再循環ポンプ破損、金属片の原子炉流入という事故が発生しました。この事故は、いま一歩進行すれば、チェルノブイリ原発事故と同様の重大事故になっていたと多くの専門家の人が指摘しております。その事実を私たちが明らかにされるにつれて、私たちは、安全神話が崩壊したことをいやというほど知らされてきました。福島第二原発三号炉での事故による金属片回収作業も不十分であるにもかかわらず、近隣住民の半数以上の人たちが反対していることも無視して稼働することに、国あるいは東京電力は踏み切りました。そうした姿勢を許すことはできません。地域住民の賛同も得ないで推し進めている原子力発電とは何か。民主的視点から考えなければいけないと思います。

次に、陳情でも原発労働者の件について触れられております。この西多摩の市民団体の、原発について、青梅にある東京電力営業所での原発に関しての話し合いが四、五回持たれております。私も参加してわかったことは、原発での下請労働者は、一回の原子炉における点検整備作業において五千人くらいの規模の人たちが携わっているということです。多くの労働者が被爆していることは、明らかであると言われているのですが、その実態はなかなか明らかにされていません。その理由の一つとして、東電は東電社員は健康診断はきっちり行っておるが、下請企業は東電として関知しないとの見解が明らかにされております。東電社員は危険な作業にはかわらず、下請労働者が危険な作業現場での作業を行っているこの現実を聞きますと、国の政策としての原発であるにもかかわらず、東電としても下請労働者の健康管理を把握して

いないその実態から見れば、労働者対策は、余りにも不備であると指摘せざるを得ません。

幾つかの点について指摘してきましたが、私は原子力発電の安全性はあり得ないと考えます。日本全国三十九基の原発がありますけれども、一週間に一回の割合で何らかの事故が発生していると言われています。そして、原発から出されている放射性廃棄物を青森県六ヶ所村に核燃料サイクル施設を建設し、安全な処理方法も見つからないままに処理していく方向が推し進められている現実を考えますと、私たちの未来、子供たちの未来を考えることさえ不可能な現実には、私たちは直面していると思います。人類と原発は共存できないとはっきり言わざるを得ません。チェルノブイリ原発並みの事故が発生しないとは、だれも言えないわけでありまして、あしたにも事故が起きることもあり得るわけです。狭い日本、どこで事故が起きて、その被害は免れないものとなります。人間として生きること、第一と考えるならば、原発推進政策をすぐにやめ、その費用を太陽エネルギー、風力発電等の開発に力点を置くべきであると思います。その方向性が私たちの未来に明かりをとすものと信じております。

賛成の討論いたします。

議長（仲村清信君） 次に、反対者十番村野和一郎君。

（十番 村野和一郎君登壇）

○十番（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、陳情第二十三号、陳情第二十二号、陳情第二十八号につき、反対の立場から討論をさせていただきます。

我々の生活にとって、エネルギーは欠くことのできないものであります。我が国は、世界の二％の人口で、全世界の五％のエネルギーを消費する自由世界第二のエネルギー消費大国であります。しかしながら、その八〇％を海外に依存し、特に石油においては九九・六％を輸入に頼っているエネルギー資源小国であります。まして、石油については産出地域が中東に偏在しており、今回の中東紛争に見られるように、需給や価格が大きく動くという不安定性がきまとうという事実があります。水力については、需要に見合うような大規模な開発地点は、もはや開発し尽くされており、今後たとえできたとしても、自然環境破壊

問題、建設費のコスト高などいろいろ問題があります。LNGについては、硬直的な燃料であるというデメリットがあります。石炭については、埋蔵量も多く地域的な偏在性がなく供給安定性もあるわけですが、環境上の問題から難点があり、今後の技術開発に委ねなければなりません。また、太陽エネルギーについては今後の課題であり、研究開発を重ね、石油代替エネルギーとして、また新しいエネルギーとして、将来に夢を持たせるエネルギーですが、現実の問題としては残念ながらノーと言わざるを得ません。

さて、原子力エネルギーですが、資源の性質から見て、ウラン燃料は枯渇性資源ですが、埋蔵量が多く少量のウラン燃料から莫大なエネルギーを取り出すことや、輸送や備蓄が容易なこと、また再処理してリサイクル利用ができるなど、経済性、安定性の面から見て、利点が他のエネルギーより多いわけでありま

す。また、原子力エネルギーは、天然資源に多くを依存するというよりは、技術によってつくり出すエネルギーであり、今後も技術の発展により、より一層のコストの低減が期待できます。このように、エネルギー資源の乏しい我が国にとっては、いろいろな資源や技術を組み合わせ、長期安定供給を図ることが不可欠であり、その一つとして、原子力発電は欠かすことのできないものと考えるものであります。

次に、自然環境の影響についてであります。最近、大気中の二酸化炭素などの濃度がふえ、宇宙に放出する熱を遮断し、地球全体を温暖化してしまう、いわゆる温暖化現象。また、硫酸酸化物、窒素酸化物などによる酸性雨問題等がクローズアップされております。これらは、主に化石燃料を燃焼させることに

より発生するものであり、原子力の発電は核分裂によって生じたエネルギーにより発電させるものであり、二酸化炭素、硫酸酸化物、窒素酸化物等は発生せず、自然環境問題の点から見ても非常に優れていると言

わざるを得ません。

次に安全性についてであります。原子力発電はウランの原子核の分裂から莫大なエネルギーを取り出すことができる反面、燃料中に有害な放射性物質を生じるというデメリットがあります。したがって、原子力発電の安全確保の基本は、この放射性物質をどのように閉じ込めるか。また、放射性物質の持った危険性をどのように顕在化させないかということに尽きるわけでございます。この点については、まず多重防護、多く重ねる防護という安定思想のもとに幾層の、幾重のチェック機能、防護策を講じていることであ

ります。たとえば万が一、一部の故障、誤った操作によっても対応できるわけでありまして、一九八六年四月のチェルノブイリ事故などは論外と言わざるを得ません。実験優先のために、安全装置を切ったり運転規則違反を行ったわけですから、事故は起こるべくして起こったものであります。しかしながら、これを他山の石として多重防護を図り、より一層の安全確保のために万全を期さなければなりません。

また、放射性廃棄物であります。低レベル、高レベルともにそれぞれ周辺環境に影響のないよう十二分に配慮し処理するわけでありまして、問題はあります。安全性の確保は一国のみの問題ではなく、国際原子力機関IAEAに加え、新たに民間レベルの世界原子力発電事業者協会WANOが一九八九年発

足し、WANOのアジアセンターは東京に置かれております。このように、国際的な地球規模で協議、研究がなされているわけでありまして、いずれにいたしましても、今後の課題は地球の自然環境を保護し、また人間の生活を安全に豊かにするためにも、緑を保存推進するとともに二酸化炭素、硫酸酸化物、窒素酸化物等を出さないように、省エネルギーを促進し石油代替エネルギーというか、新エネルギーの開発に研究に研究を重ねていくことが大事であることを申し添え、反対討論といたします。

○議長（仲村清信君） 十一時二十分まで休憩いたします。

午前十一時八分 休憩

~~~~~

午前十一時二十分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、賛成者十三番遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君） それでは、陳情第二一三号並びに第二一十二号、さらには第二一十八号「脱原発法」の制定を求める陳情書についての賛成の討論を行います。

「脱原発法」の制定を陳情するということについての意味をお話をしなければいけないと思います。先ほど、反対討論の中でもありましたけれども、一九八八年の四月に「脱原発法」を制定しようという

市民の運動が起こりました。議員の皆さんは、とくに御承知のことだと思いますけれども、我が国では、法の制定を求める形の直接請求はありません。条例に關しましては、我が市にも出たことがありますけれども、有権者の五十分の一の署名をもって直接請求ができるという制度がありますから、法の制定ではなく条例の制定に關しましては、この手の直接請求ができるわけです。例えば、北海道におきまして、原発に關する直接請求を行つてゐるケースがあるわけです。こういった意味から言いますと、「脱原発法」の法律をつくつてほしいという市民の要求があつても、それはすぐに直接請求の形をとることができません。憲法の改正でも、衆議院、参議院の三分の二の議員の賛成と、それから国民投票という形になっていきますけれども、私どもの日本の憲法の制度の中では、直接的な投票の行われるような法の制定の形は、憲法にはないわけです。

そうした中で、「脱原発法」の制定を求めるといった場合には、当然のように国民運動という形をとりました。この一九八七年の四月以来、一千万人署名を集めましょうということとで、「脱原発法」の署名が集められました。結果、お聞きの方も多いと思いますが、草の根の市民団体から原水爆禁止国民会議といったような全国的な組織に至るまで、たくさんの人々がこれに参加をし、一千万を越す署名を集めています。しかしながら、これは国会に陳情やあるいは請願という形で出ることにはできません。そうした中で、国民運動としてつくりながら「脱原発」のことを考えていこうということが、この法律を制定するための運動の趣旨でした。

中身から言えば、この計画中の原子力発電所の問題や放射性廃棄物の問題や核燃料サイクルの問題を訴えていますし、総務委員会の中の議論の中にもありましたけれども、先ほど、松山議員の反対討論の中に出てきましたけれども、私たちはせいぜいこの五十一年間の間しか持つていなかった原子力の火の処理の問題に關して、あるいは原子力の発電の問題やあるいは原子力の軍事利用の問題などに關して、激しい警鐘を乱打し続けるためのこの運動だったことは間違いないことだと思つています。そのことを、それぞれの自治体に対しては、議会の決議を上げてくださうという形で、これらの陳情が出されています。私は原発の危険性の問題や、それからチェルノブイリ原発の問題、スリーマイル島原発の問題について、

さらにこれ以上述べることはありませんけれども、私たちにとつて、一番大事なことは、こうした市民の皆さんの陳情に対しては、一人ひとりの議員が一人ひとりの市民の立場に立つてこたえていくということが、最も大事ではないかと思つています。先ほどの反対討論の中では、やはり政党内派の代表としての党の綱領から述べられるような反対討論もあつたわけですが、私はここでは一人の市民として、あるいは一人の議員として賛成を述べていきたいと思つています。

一九八六年の五月に、私は渋谷の山手教会におりましたけれども、そこで雨が降りました。その雨は、まさにチェルノブイリからの放射能の灰をたくさん含んだ雨でしたし、その意味から言いますと、私たちはその段階で、原発が具体的にどのような危険かが気がつき始めたはずですが、しかしながら、先ほどの討論の中にもありましたとおり、日本政府そのものは原発政策の変更をしようとはしていません。この「脱原発法」の中で最も大事なことは、こうした核エネルギーに頼らないようなエネルギー政策を考えてほしいということです。先ほどの反対討論の中では、太陽熱の問題や水力の問題について、それぞれまだ未熟であり不備であることの指摘がされました。しかしながら、こういった代替エネルギーを研究し考えていくことが危険であり、なおかつわずか五十一年間しか、私たちが獲得してゐない原子力の火、私たちが人類の歴史から言えば、人類始まってからずっと、いわゆる火を使ってきたわけです。その意味から言うと、しかしながら、人類はまだ火事を出したりしながら、火を完全に制御し切つてゐないわけですが、れども、ましてや原子力の火については、ほとんど制御できない状態になっています。この科学的な未熟な状態を進めることによって、さらに大きな事故を招くのではなくて、今考え直そうというのが、この法律の趣旨です。あるいは法律をつくらうと思つてゐる者の趣意です。それは、決して反科学的なものではなくて、私たちが暮らしをつくり営んでいくときに、今、大切なものは何か。あるいは、今一番危険なものとは何かという判断から出てきたような法の制定を求めるような考え方です。こういったことの趣旨を、私は議会の皆さんが大事にし、そして市民の皆さんの陳情や要望として、これを採択をし社会的な宣言を上げ議会で決議をするということを、ぜひやっていただきたいと思います。そこでは、核のリサイクル工場

というのが、人民の要求によって廃止になった。そういったことが世界中で起きています。今、やはり核施設が非常に危険であるということが、紛れもない事実になっているときに、それはいやだということ、あるいは私たちがせめて、この科学の火を制御できるまで凍結しようということとは、ごくごく自然な考え方だと思っています。一方で危険だと言いながら、一方ではそれらを動かしていくというような態度こそが、私は人類の滅亡の道だというふうに思います。

そういうことから言いましても、ぜひこの陳情に賛成をしていただきたいと思いますし、そのことは少なくとも政党やあるいは党派の利害という形ではなくて、市民の一人一人の議員の皆さんという形で訴えていきたいと思っています。総務委員会の議論の中で、公明党の指田議員さんが賛成をしていただきました。私は大変に、このことにつきましてはありがたいと思った次第です。そうした意味から言いましても、ぜひ多くの皆さんがこの陳情に賛成をなさり、そして、この陳情者の趣旨であるところの宣言やあるいは決議を上げてくださるようお願いをしていきたいと思っています。以上です。

○議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより陳情第二十三号、陳情第二十二号及び陳情第二十八号について起立により採決いたします。本三件に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

本三件は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立少数であります。よって陳情第二十三号、陳情第二十二号及び陳情第二十八号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定されました。

○議長（仲村清信君） 日程第九 陳情第二十一号 一〇四有料化の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、陳情第二十一号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

委員より、公社が民間になったということもあり、これをなくすことによって、今後通話料などの値上げにもつながらないとも限らないし、国を通過したこともあり不採択とされたい。委員より、陳情事項のすべては当然のことであり、今議会で採択し意見書を出してほしいとの意見がありました。

その後、起立によって採決いたしましたところ、起立少数で不採択となりました。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第二十一号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

本件は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立少数であります。よって陳情第二十一号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定されました。

○議長（仲村清信君） 日程第十 陳情第二十三号 「ゆとり宣言」の決議に関する陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。  
（総務委員長 林田 武君登壇）  
○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、陳情第二十三号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照  
委員より、こういった陳情が出ることは社会的責任である。一日も早く陳情者の趣旨が通るような社会ができるべきであると考え、採択すべきであるとの意見があり、全員異議なく採択と決定いたしました次第です。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。  
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。  
これより陳情第二十三号について採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。  
本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって陳情第二十三号は、委員長の報告のとおり採択さ

れました。

○議長（仲村清信君） 日程第十一 陳情第二十四号 育児休業法の早期制定を求める陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）  
○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、陳情第二十四号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

委員より、働く婦人がふえ、働く婦人に出産、育児の大部分の責任が課せられてしまうことは事実である。したがって、婦人に健康と働く意欲を維持してもらうために育児休業法は必要であるとの意見があり、全員異議なく採択と決定いたしました次第です。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。  
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第二十四号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって陳情第二―十四号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長（仲村清信君） 日程第十二 議案第百号 「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○十番（村野和一郎君）御指名をいただきましたので、本意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」、通称、公害財特法は地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する廃棄物処理施設整備等の公害防止対策事業に対して、国庫補助率のかさ上げなど、国の財政上の特別措置を定めており、公害防止計画を推進する上で重要な役割を果たしております。さらにこの法律は、都市基盤整備にかかわる面としても推進されており、このままこの法律が失効するならば、東京地域公害防止計画を初めといたしまして、全国各地で事業推進ができなくなりま

このような現状を踏まえますと、今後とも公害防止計画を策定していくためにも、引き続き、同法による財政的支援措置が必要であります。ここで国に対し、この法律の期間の延長を強く要請するために意見書を提出した次第であります。

本趣旨を十分御理解賜りまして、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君）　以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これより議案第百号について採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第百号は、原案

○議長（仲村清信君） 日程第十三 議案第一百一号 育児休業法の早期制定に関する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(八番 林田 武君登壇)

○八番（林田 武君） 御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました議案第百一号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本意見書案は、ただいま陳情第二十四号が採択されたことに伴うものであります。働く女性は今々々え続け、平成元年度には一千七百四十九万人に達し、全労働者の三七・四％を占め、日本の経済社会の発展に大きく貢献しております。既に女性労働人口の過半数は職業につき生涯にわたって職業を持つ女性がふえ、さらに増加する傾向にあります。現在、育児休業制度の普及は思わしくなく、ゼロ歳児保育施設も極めて少ない状況にあります。このため、多くの女性労働者が仕事と育児の両立が困難となったために退職しなければならぬという環境は改善されておりません。したがって、職業と家庭生活を両立させるために雇用を継続したまま、一定期間育児のために休業できる法律の制定が強く求められております。

よって、育児休業法の早期制定を求める意見書を御提案申し上げる次第であります。よろしく御審議を賜り原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせ

ていただきます。

○議長（仲村清信君）　以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（仲村清信君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第百一号について採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第百一号は、原案のとおり可決されました。

[illegible]

○議長（仲村清信君） 日程第十四 議案第百二号 「ゆとり宣言」の決議を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(八番 林田 武君登壇)

○八番（林田 武君） 御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました議案第百二号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本決議案は、たたいま陳情第二十三号が採択されたことに伴うものであります。すべての国民が生活にゆとりを持ち充実した自由な時間と潤いのある生活を送ることができるようになることは、人間性豊かな社会の建設にとって極めて重要であります。我が国のGNPは元年度、実質三百八十八兆二千五百億円余りとなり、世界の上位に達しているが、労働時間は年間フランスの一千六百四十五時間、イギリスの一千九百四十七時間、アメリカの一千九百四十九時間と比較して、二百時間から五百時間も長く、欧米との経済摩擦の過労死等の要因とも考えられ、豊かさが実感できない大きな要因となっており、すべての国民が自由な時間を持ち、一家団らんのある暮らしを日々送れるよう「ゆとり宣言」を決議していただき

たく、本決議案を御提案申し上げた次第であります。

よろしく御審議賜り、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

する質疑を行います。

○議長（仲村清信君）以上で質疑を終わります。

これより議案第百二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（仲村清信君）御異議なしと認めます。よって議案第百二号は、原案のとおり可決されました。

S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S

○議長（仲村清信君）  
日程第十五 陳情第二—十九号 奥多摩街道の歩道整備に関する陳情書を議題とし

たします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（仲村清信君）　以上で意見を終わります。

陳情第二十九号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま建設委員会に付託いたしました陳情第二十九号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって陳情第二十九号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十六 陳情第二十二号 乳幼児予防接種に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で意見を終わります。

陳情第二十二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。お諮りいたします。

ただいま厚生委員会に付託いたしました陳情第二十二号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって陳情第二十二号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十七 陳情第二十一号 老人のデイホーム施設設置に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で意見を終わります。

陳情第二十一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。お諮りいたします。

ただいま厚生委員会に付託いたしました陳情第二十一号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって陳情第二十一号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十八 閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務、厚生、両委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査申し出が十一件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出中、総務、厚生、両委員会において起立により継続審査となっております六件について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本六件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 次に、残る五件についてお諮りいたします。

本件は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって本五件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十九 特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求がありました。